

## **4. 土木設計業務等共通仕様書**



# 土木設計業務等共通仕様書

## 目次

### 第1編 共通編

第1章 総則	I - 4 - 24
第1101条 適用	I - 4 - 24
第1102条 用語の定義	I - 4 - 24
第1103条 業務の着手	I - 4 - 26
第1104条 設計図書の支給及び点検	I - 4 - 26
第1105条 調査職員	I - 4 - 26
第1106条 管理技術者	I - 4 - 27
第1107条 照査技術者及び照査の実施	I - 4 - 27
第1108条 担当技術者	I - 4 - 28
第1109条 提出書類	I - 4 - 28
第1110条 打合せ等	I - 4 - 29
第1111条 業務計画書	I - 4 - 29
第1112条 資料の貸与及び返却	I - 4 - 30
第1113条 関係官公庁への手続き等	I - 4 - 30
第1114条 地元関係者との交渉等	I - 4 - 31
第1115条 土地への立入り等	I - 4 - 32
第1116条 成果物の提出	I - 4 - 32
第1117条 関連法令及び条件の遵守	I - 4 - 33
第1118条 検査	I - 4 - 33
第1119条 修補	I - 4 - 34
第1120条 条件変更等	I - 4 - 34
第1121条 契約変更	I - 4 - 34
第1122条 履行期間の変更	I - 4 - 35
第1123条 一時中止	I - 4 - 35
第1124条 発注者の賠償責任	I - 4 - 36
第1125条 受注者の賠償責任	I - 4 - 36

第1126条	部分使用	.....	I - 4 - 37
第1127条	再委託	.....	I - 4 - 37
第1128条	成果物の使用等	.....	I - 4 - 37
第1129条	守秘義務	.....	I - 4 - 38
第1130条	安全等の確保	.....	I - 4 - 38
第1131条	臨機の措置	.....	I - 4 - 39
第1132条	履行報告	.....	I - 4 - 39
第1133条	屋外で作業を行う時期及び時間の変更	.....	I - 4 - 40
第2章	設計業務等一般	.....	I - 4 - 40
第1201条	使用する技術基準等	.....	I - 4 - 40
第1202条	現地踏査	.....	I - 4 - 40
第1203条	設計業務等の種類	.....	I - 4 - 40
第1204条	調査業務の内容	.....	I - 4 - 41
第1205条	計画業務の内容	.....	I - 4 - 41
第1206条	設計業務の内容	.....	I - 4 - 41
第1207条	調査業務の条件	.....	I - 4 - 42
第1208条	計画業務の条件	.....	I - 4 - 42
第1209条	設計業務の条件	.....	I - 4 - 43
第1210条	調査業務及び計画業務の成果	.....	I - 4 - 45
第1211条	設計業務の成果	.....	I - 4 - 45
第2編 河川編			
第1章	河川環境調査	.....	I - 4 - 58
第1節	河川環境調査の種類	.....	I - 4 - 58
第2101条	河川環境調査の種類	.....	I - 4 - 58
第2節	環境影響評価	.....	I - 4 - 58
第2102条	環境影響評価の区分	.....	I - 4 - 58
第2103条	方法書（案）の作成	.....	I - 4 - 58
第2104条	環境影響評価の項目並びに調査、 予測及び評価の手法の選定	.....	I - 4 - 60

第2105条	調 査	.....	I - 4 - 61
第2106条	予測及び評価並びに 環境保全措置の検討	.....	I - 4 - 61
第2107条	準備書（案）の作成	.....	I - 4 - 62
第2108条	評価書（案）の作成	.....	I - 4 - 63
第2109条	評価書の補正等	.....	I - 4 - 64
第 3 節	河川水辺環境調査	.....	I - 4 - 64
第2110条	河川水辺環境調査の区分	.....	I - 4 - 64
第2111条	魚介類調査	.....	I - 4 - 65
第2112条	底生動物調査	.....	I - 4 - 66
第2113条	植物調査	.....	I - 4 - 66
第2114条	鳥類調査	.....	I - 4 - 67
第2115条	両生類・爬虫類・哺乳類調査	.....	I - 4 - 67
第2116条	陸上昆虫類等調査	.....	I - 4 - 68
第2117条	河川調査	.....	I - 4 - 68
第2118条	河川空間利用実態調査	.....	I - 4 - 69
第 4 節	成 果 品	.....	I - 4 - 69
第2119条	成 果 品	.....	I - 4 - 69
第 2 章	河川調査・計画	.....	I - 4 - 71
第 1 節	河川調査・計画の種類	.....	I - 4 - 71
第2201条	河川調査・計画の種類	.....	I - 4 - 71
第 2 節	洪水痕跡調査	.....	I - 4 - 71
第2202条	洪水痕跡調査	.....	I - 4 - 71
第 3 節	計画降雨検討	.....	I - 4 - 72
第2203条	計画降雨検討の区分	.....	I - 4 - 72
第2204条	ティーセン法による検討	.....	I - 4 - 72
第2205条	降雨強度曲線による検討	.....	I - 4 - 74
第 4 節	基本高水・計画高水流量検討	.....	I - 4 - 75
第2206条	基本高水・計画高水流量検討の区分	.....	I - 4 - 75
第2207条	貯留関数法による検討	.....	I - 4 - 75

第2208条 準線形貯留型モデルによる検討	I - 4 - 77
第2209条 雨量確率手法による検討	I - 4 - 78
第2210条 流量確率手法による検討	I - 4 - 80
第5節 低水流出解析	I - 4 - 81
第2211条 低水流出解析	I - 4 - 81
第6節 河道計画	I - 4 - 83
第2212条 河道計画	I - 4 - 83
第7節 内水処理計画	I - 4 - 84
第2213条 内水処理計画	I - 4 - 84
第8節 利水計画	I - 4 - 87
第2214条 利水計画検討	I - 4 - 87
第9節 正常流量検討	I - 4 - 90
第2215条 正常流量検討	I - 4 - 90
第10節 氾濫水理解析	I - 4 - 93
第2216条 氾濫水理解析（二次元モデルを用いる場合）	I - 4 - 93
第11節 総合治水対策調査	I - 4 - 95
第2217条 総合治水対策調査	I - 4 - 95
第12節 洪水予測システム検討	I - 4 - 106
第2218条 洪水予測システム検討	I - 4 - 106
第13節 成果品	I - 4 - 111
第2219条 成果品	I - 4 - 111
第3章 河川構造物設計	I - 4 - 112
第1節 河川構造物設計の種類	I - 4 - 112
第2301条 河川構造物設計の種類	I - 4 - 112
第2節 護岸設計	I - 4 - 112
第2302条 護岸設計の区分	I - 4 - 112
第2303条 護岸予備設計	I - 4 - 112
第2304条 護岸詳細設計	I - 4 - 117

第3節 樋門設計	I-4-121
第2305条 樋門設計の区分	I-4-121
第2306条 樋門予備設計	I-4-121
第2307条 樋門詳細設計	I-4-124
第4節 床止め設計	I-4-128
第2308条 床止め設計の区分	I-4-128
第2309条 床止め予備設計	I-4-128
第2310条 床止め詳細設計	I-4-131
第5節 堰設計	I-4-134
第2311条 堰設計の区分	I-4-134
第2312条 堰予備設計	I-4-135
第2313条 堰詳細設計	I-4-140
第6節 水門設計	I-4-145
第2314条 水門設計の区分	I-4-145
第2315条 水門予備設計	I-4-145
第2316条 水門詳細設計	I-4-148
第7節 排水機場設計	I-4-151
第2317条 排水機場設計の区分	I-4-151
第2318条 排水機場予備設計	I-4-151
第2319条 排水機場詳細設計	I-4-154
第8節 成果品	I-4-158
第2320条 成果品	I-4-158

### 第3編 砂防及び地すべり対策編

第1章 砂防環境調査	I-4-162
第1節 砂防環境調査の種類	I-4-162
第3101条 砂防環境調査の種類	I-4-162
第2節 自然環境調査	I-4-162
第3102条 自然環境調査の区分	I-4-162
第3103条 魚類調査	I-4-162

第3104条 植物調査	.....	I - 4 - 163
第3105条 鳥類調査	.....	I - 4 - 163
第3106条 両生類・は虫類・哺乳類調査	.....	I - 4 - 164
第3107条 陸上昆虫類調査	.....	I - 4 - 165
第3108条 底生生物調査	.....	I - 4 - 165
第3節 景観調査	.....	I - 4 - 165
第3109条 景観調査	.....	I - 4 - 165
第4節 溪流空間利用実態調査	.....	I - 4 - 166
第3110条 溪流空間利用実態調査	.....	I - 4 - 166
第5節 成果品及び貸与資料	.....	I - 4 - 167
第3111条 成果品	.....	I - 4 - 167
第3112条 貸与資料	.....	I - 4 - 167
第2章 砂防調査・計画	.....	I - 4 - 167
第1節 砂防調査・計画	.....	I - 4 - 167
第3201条 砂防調査・計画の種類	.....	I - 4 - 167
第2節 砂防調査	.....	I - 4 - 168
第3202条 砂防調査の区分	.....	I - 4 - 168
第3203条 水系砂防調査	.....	I - 4 - 168
第3204条 土石流対策調査	.....	I - 4 - 172
第3205条 流木対策調査	.....	I - 4 - 173
第3206条 火山砂防調査	.....	I - 4 - 175
第3節 砂防計画	.....	I - 4 - 176
第3207条 砂防計画の区分	.....	I - 4 - 176
第3208条 水系砂防計画	.....	I - 4 - 176
第3209条 土石流対策計画	.....	I - 4 - 178
第3210条 流木対策計画	.....	I - 4 - 179
第3211条 火山砂防計画	.....	I - 4 - 180
第4節 成果品	.....	I - 4 - 182
第3212条 成果品	.....	I - 4 - 182

第3章 砂防構造物設計	I-4-186
第1節 砂防構造物設計	I-4-186
第3301条 砂防構造物設計の種類	I-4-186
第2節 砂防えん堤及び床固工の設計	I-4-186
第3302条 砂防えん堤及び床固工設計の区分	I-4-186
第3303条 砂防えん堤及び床固工予備設計	I-4-186
第3304条 砂防えん堤及び床固工詳細設計	I-4-189
第3節 溪流保全工の設計	I-4-192
第3305条 溪流保全工設計の区分	I-4-192
第3306条 溪流保全工予備設計	I-4-192
第3307条 溪流保全工詳細設計	I-4-194
第4節 土石流対策工及び流木対策工の設計	I-4-196
第3308条 土石流対策工及び流木対策工設計の区分	I-4-196
第3309条 土石流対策工予備設計	I-4-196
第3310条 土石流対策工詳細設計	I-4-199
第3311条 流木対策工予備設計	I-4-201
第3312条 流木対策工詳細設計	I-4-203
第5節 護岸工の設計	I-4-206
第3313条 護岸工設計の区分	I-4-206
第3314条 護岸工予備設計	I-4-206
第3315条 護岸工詳細設計	I-4-208
第6節 山腹工の設計	I-4-210
第3316条 山腹工設計の区分	I-4-210
第3317条 山腹工予備設計	I-4-210
第3318条 山腹工詳細設計	I-4-212
第7節 成果品	I-4-214
第3319条 成果品	I-4-214
第4章 地すべり対策調査・計画・設計	I-4-226
第1節 地すべり対策調査・計画・設計	I-4-226
第3401条 地すべり対策調査・計画・設計の種類	I-4-226

第2節 地すべり調査	I-4-226
第3402条 地すべり調査の区分	I-4-226
第3403条 地すべり予備調査	I-4-226
第3404条 地すべり概査	I-4-227
第3405条 地すべり機構解析	I-4-229
第3節 地すべり対策計画	I-4-231
第3406条 地すべり対策計画	I-4-231
第4節 地すべり防止施設設計	I-4-232
第3407条 地すべり防止施設設計の区分	I-4-232
第3408条 地すべり防止施設予備設計	I-4-232
第3409条 地すべり防止施設詳細設計	I-4-234
第5節 成果品	I-4-236
第3410条 成果品	I-4-236
第5章 急傾斜地対策調査・計画・設計	I-4-239
第1節 急傾斜地対策調査・計画・設計	I-4-239
第3501条 急傾斜地対策調査・計画・設計の種類	I-4-239
第2節 急傾斜地調査	I-4-239
第3502条 急傾斜地調査の区分	I-4-239
第3503条 急傾斜地予備調査	I-4-239
第3504条 急傾斜地概査	I-4-240
第3505条 急傾斜地機構解析	I-4-242
第3節 急傾斜地崩壊対策計画	I-4-245
第3506条 急傾斜地崩壊対策計画	I-4-245
第4節 急傾斜地崩壊防止施設設計	I-4-246
第3507条 急傾斜地崩壊防止施設設計の区分	I-4-246
第3508条 急傾斜地崩壊防止施設予備設計	I-4-247
第3509条 急傾斜地崩壊防止施設詳細設計	I-4-249
第5節 成果品	I-4-251
第3510条 成果品	I-4-251

## 第4編 ダム編

第1章 ダム環境調査	I-4-253
第1節 ダム環境調査の種類	I-4-253
第4101条 ダム環境調査の種類	I-4-253
第2節 環境影響評価	I-4-253
第4102条 環境影響評価の区分	I-4-253
第4103条 方法書(案)の作成	I-4-253
第4104条 環境影響評価の項目並びに調査、 予測及び評価の手法の選定	I-4-255
第4105条 調査	I-4-256
第4106条 予測及び評価並びに環境保全措置の検討	I-4-256
第4107条 準備書(案)の作成	I-4-258
第4108条 評価書(案)の作成	I-4-258
第4109条 評価書の補正等	I-4-259
第3節 ダム湖環境調査	I-4-259
第4110条 ダム湖環境調査の区分	I-4-260
第4111条 魚介類調査	I-4-260
第4112条 底生動物調査	I-4-261
第4113条 動植物プランクトン調査	I-4-262
第4114条 植物調査	I-4-263
第4115条 鳥類調査	I-4-263
第4116条 両生類・爬虫類・哺乳類調査	I-4-264
第4117条 陸上昆虫類等調査	I-4-265
第4118条 ダム湖利用実態調査	I-4-265
第4節 成果品	I-4-266
第4119条 成果品	I-4-266
第2章 ダム治水利水計画	I-4-267
第1節 ダム治水利水計画の種類	I-4-267
第4201条 ダム治水利水計画の種類	I-4-267

第2節 治水計画	.....	I - 4 - 267
第4202条 治水計画の区分	.....	I - 4 - 267
第4203条 洪水調節計画	.....	I - 4 - 267
第4204条 正常流量確保計画	.....	I - 4 - 270
第3節 利水計画	.....	I - 4 - 271
第4205条 利水計画の区分	.....	I - 4 - 271
第4206条 低水流出解析	.....	I - 4 - 271
第4207条 利水計画	.....	I - 4 - 273
第4節 成果品	.....	I - 4 - 274
第4208条 成果品	.....	I - 4 - 274
第3章 ダム地質調査	.....	I - 4 - 275
第1節 地質調査の種類	.....	I - 4 - 275
第4301条 地質調査の種類	.....	I - 4 - 275
第2節 地形調査	.....	I - 4 - 276
第4302条 地形調査	.....	I - 4 - 276
第3節 広域調査	.....	I - 4 - 277
第4303条 広域調査	.....	I - 4 - 277
第4節 地表地質踏査	.....	I - 4 - 278
第4304条 地表地質踏査の基本的事項	.....	I - 4 - 278
第4305条 ダムサイト候補地選定地表 地質概査 (1 / 5,000)	.....	I - 4 - 279
第4306条 ダムサイト地表 地質概査 (1 / 2,500)	.....	I - 4 - 280
第4307条 ダムサイト地表 地質調査 (1 / 500)	.....	I - 4 - 282
第4308条 堤体材料採取候補地選定地表 地質概査 (1 / 5,000)	.....	I - 4 - 283
第4309条 堤体材料採取候補地地表 地質概査 (1 / 2,500)	.....	I - 4 - 285

第4310条 堤体材料採取候補地地表	
地質調査（1／1,000）	I - 4 - 286
第4311条 貯水池周辺地表	
地質概査（1／2,500）	I - 4 - 287
第4312条 貯水池周辺地表	
地質調査（1／1,000）	I - 4 - 288
第5節 物理探査	I - 4 - 290
第4313条 物理探査の基本的事項	I - 4 - 290
第4314条 物理探査	I - 4 - 290
第6節 透水試験	I - 4 - 291
第4315条 ルジオンテストの基本的事項	I - 4 - 291
第4316条 ルジオンテストおよび考察	I - 4 - 292
第7節 横坑調査	I - 4 - 293
第4317条 横坑調査の基本的事項	I - 4 - 293
第4318条 横坑観察	I - 4 - 293
第8節 岩盤試験	I - 4 - 294
第4319条 岩盤試験の基本的事項	I - 4 - 294
第4320条 岩盤直接せん断試験	I - 4 - 294
第4321条 岩盤変形試験	I - 4 - 295
第9節 孔内観察	I - 4 - 296
第4322条 孔内観察	I - 4 - 297
第10節 地質解析	I - 4 - 298
第4323条 地質解析の基本的事項	I - 4 - 298
第4324条 ダムサイト地質比較検討（1／5,000）	I - 4 - 298
第4325条 堤体材料採取候補地	
地質比較検討（1／5,000）	I - 4 - 300
第4326条 ダムサイト地質解析（1／2,500）	I - 4 - 301
第4327条 ダムサイト地質解析（1／500）	I - 4 - 302
第4328条 堤体材料採取候補地地質解析（1／2,500）	I - 4 - 304
第4329条 堤体材料採取候補地地質解析（1／1,000）	I - 4 - 305
第4330条 地質考察の基本的事項	I - 4 - 307

第4331条	ダムサイト地質考察	.....	I - 4 - 307
第4332条	堤体材料採取候補地地質考察	.....	I - 4 - 308
第4333条	貯水池周辺地質考察	.....	I - 4 - 309
第4334条	ダムサイト地質総合解析 (概略設計段階) (1/500)	.....	I - 4 - 310
第4335条	ダムサイト地質総合解析 (実施設計段階) (1/500)	.....	I - 4 - 312
第4336条	堤体材料採取候補地地質総合解析 (1/1,000)	.....	I - 4 - 313
第11節	岩盤掘削面スケッチ	.....	I - 4 - 315
第4337条	ダムサイト基礎掘削面岩盤スケッチ (縮尺各種)	.....	I - 4 - 315
第4338条	堤体材料採取地掘削時材料評価	.....	I - 4 - 316
第4339条	堤体材料採取地掘削面スケッチ	.....	I - 4 - 317
第12節	第四紀断層調査	.....	I - 4 - 319
第4340条	第四紀断層調査の基本的事項	.....	I - 4 - 319
第4341条	第四紀断層調査(一次調査その1)	.....	I - 4 - 319
第13節	成果品	.....	I - 4 - 321
第4342条	成果品	.....	I - 4 - 321
第4章	ダム本体設計	.....	I - 4 - 329
第1節	ダム本体設計の種類	.....	I - 4 - 329
第4401条	ダム本体設計の種類	.....	I - 4 - 329
第2節	重力式コンクリートダム本体設計	.....	I - 4 - 329
第4402条	重力式コンクリートダム本体設計の区分	...	I - 4 - 329
第4403条	計画設計	.....	I - 4 - 329
第4404条	概略設計	.....	I - 4 - 332
第4405条	実施設計	.....	I - 4 - 335
第3節	ゾーン型フィルダム本体設計	.....	I - 4 - 340
第4406条	ゾーン型フィルダム本体設計の区分	.....	I - 4 - 340
第4407条	計画設計	.....	I - 4 - 340

第4408条 概略設計	.....	I - 4 - 343
第4409条 実施設計	.....	I - 4 - 346
第4節 成果品	.....	I - 4 - 351
第4410条 成果品	.....	I - 4 - 351
第5章 ダム付帯施設設計	.....	I - 4 - 361
第1節 ダム付帯施設設計の種類	.....	I - 4 - 361
第4501条 ダム付帯施設設計の種類	.....	I - 4 - 361
第2節 ダム管理用発電設計	.....	I - 4 - 361
第4502条 ダム管理用発電設計の区分	.....	I - 4 - 361
第4503条 可能性調査	.....	I - 4 - 361
第4504条 実施設計	.....	I - 4 - 362
第3節 付帯施設設計	.....	I - 4 - 364
第4505条 付帯施設設計の区分	.....	I - 4 - 364
第4506条 概略設計	.....	I - 4 - 364
第4507条 実施設計	.....	I - 4 - 365
第4節 成果品	.....	I - 4 - 366
第4508条 成果品	.....	I - 4 - 366
第6章 施工計画及び施工設備設計	.....	I - 4 - 368
第1節 ダム本体施工計画及び施工設備設計の種類	.....	I - 4 - 368
第4601条 ダム本体施工計画及び施工設備設計の種類	.....	I - 4 - 368
第2節 コンクリートダム施工計画及び施工設備設計	.....	I - 4 - 368
第4602条 コンクリートダム施工計画 及び施工設備設計の区分	.....	I - 4 - 368
第4603条 概略設計	.....	I - 4 - 368
第4604条 実施設計	.....	I - 4 - 372
第3節 フィルダム施工計画及び施工設備設計	.....	I - 4 - 377
第4605条 施工計画・仮設備設計の区分	.....	I - 4 - 377
第4606条 概略設計	.....	I - 4 - 377
第4607条 実施設計	.....	I - 4 - 380

第4節 成果品	I-4-386
第4608条 成果品	I-4-386
第7章 その他	I-4-391
第1節 背水計算	I-4-391
第4701条 背水計算	I-4-391
第2節 水理模型実験	I-4-392
第4702条 水理模型実験の種類と範囲及び条件	I-4-392
第4703条 重力式コンクリートダム	
洪水吐き水理模型実験	I-4-392
第4704条 フィルダム洪水吐き水理模型実験	I-4-394
第4705条 放流管抽出水理模型実験	I-4-396
第3節 骨材破碎試験・解析	I-4-397
第4706条 骨材破碎試験・解析の種類	I-4-397
第4707条 骨材破碎試験・解析	I-4-397
第4節 コンクリート配合試験・解析	I-4-399
第4708条 コンクリート配合試験・解析の種類	I-4-399
第4709条 コンクリート配合試験・解析	I-4-399
第5節 グラウチング試験・解析	I-4-400
第4710条 グラウチング試験・解析	I-4-400
第6節 グラウチングデータ整理・解析	I-4-402
第4711条 グラウチングデータ整理・解析	I-4-402
第7節 成果品	I-4-403
第4712条 成果品	I-4-403

## 第5編 道路編

第1章 道路環境調査	I-4-405
第1節 環境影響評価	I-4-405
第5101条 環境影響評価の区分	I-4-405
第5102条 方法書(案)の作成	I-4-405

第5103条 環境影響評価の項目並びに調査、 予測及び評価の手法の選定	I - 4 - 406
第5104条 調査	I - 4 - 407
第5105条 予測及び評価並びに環境保全措置の検討	I - 4 - 408
第5106条 準備書（案）の作成	I - 4 - 409
第5107条 評価書（案）の作成	I - 4 - 410
第5108条 評価書の補正等	I - 4 - 410
第2節 成果品	I - 4 - 411
第5109条 成果品	I - 4 - 411
第2章 交通現況調査	I - 4 - 412
第1節 交通現況調査	I - 4 - 412
第5201条 交通現況調査の種類	I - 4 - 412
第2節 交通量調査	I - 4 - 412
第5202条 交通量調査の区分	I - 4 - 412
第5203条 単路部交通量調査	I - 4 - 412
第5204条 交差点部交通量調査	I - 4 - 413
第3節 速度調査	I - 4 - 414
第5205条 速度調査の区分	I - 4 - 414
第5206条 走行速度調査	I - 4 - 414
第5207条 旅行速度調査	I - 4 - 415
第4節 起終点調査	I - 4 - 415
第5208条 起終点調査の種類	I - 4 - 415
第5209条 路側OD調査	I - 4 - 415
第5210条 オーナーインタビューOD調査	I - 4 - 416
第5節 交通渋滞調査	I - 4 - 417
第5211条 交通渋滞調査	I - 4 - 417
第6節 駐車場調査	I - 4 - 419
第5212条 駐車場調査の区分	I - 4 - 419
第5213条 駐車場施設実態調査	I - 4 - 419
第5214条 駐車原単位調査	I - 4 - 420

第7節 成果品	I - 4 - 421
第5215条 成果品	I - 4 - 421
第3章 道路網・路線計画	I - 4 - 422
第1節 道路網・路線計画の種類	I - 4 - 422
第5301条 道路網・路線計画の種類	I - 4 - 422
第2節 現況調査	I - 4 - 422
第5302条 現況調査	I - 4 - 422
第3節 交通量推計調査	I - 4 - 423
第5303条 交通量推計調査	I - 4 - 423
第4節 道路網・路線計画	I - 4 - 424
第5304条 道路網・路線計画	I - 4 - 424
第5節 成果品	I - 4 - 426
第5305条 成果品	I - 4 - 426
第4章 道路設計	I - 4 - 427
第1節 道路設計の種類	I - 4 - 427
第5401条 道路設計の種類	I - 4 - 427
第2節 道路設計	I - 4 - 427
第5402条 道路設計の区分	I - 4 - 427
第5403条 道路概略設計	I - 4 - 427
第5404条 道路予備設計 (A)	I - 4 - 430
第5405条 道路予備修正設計 (A)	I - 4 - 432
第5406条 道路予備設計 (B)	I - 4 - 432
第5407条 道路予備修正設計 (B)	I - 4 - 435
第5408条 道路詳細設計	I - 4 - 436
第3節 歩道設計 (自転車歩行車道を含む)	I - 4 - 439
第5409条 歩道設計の区分	I - 4 - 439
第5410条 歩道詳細設計	I - 4 - 439
第4節 平面交差点設計	I - 4 - 441
第5411条 平面交差点設計の区分	I - 4 - 441

第5412条	平面交差点予備設計	.....	I - 4 - 441
第5413条	平面交差点詳細設計	.....	I - 4 - 444
第 5 節	立体交差設計	.....	I - 4 - 446
第5414条	立体交差設計の区分	.....	I - 4 - 446
第5415条	ダイヤモンド型 I C 予備設計	.....	I - 4 - 446
第5416条	ダイヤモンド型 I C 詳細設計	.....	I - 4 - 448
第5417条	トランペット・クローバー型 I C 予備設計	.....	I - 4 - 450
第5418条	トランペット・クローバー型 I C 詳細設計	.....	I - 4 - 452
第 6 節	道路休憩施設設計	.....	I - 4 - 453
第5419条	道路休憩施設設計の区分	.....	I - 4 - 453
第5420条	道路休憩施設予備設計	.....	I - 4 - 454
第5421条	道路休憩施設詳細設計	.....	I - 4 - 456
第 7 節	一般構造物設計	.....	I - 4 - 458
第5422条	一般構造物の区分	.....	I - 4 - 458
第5423条	一般構造物予備設計	.....	I - 4 - 458
第5424条	一般構造物詳細設計	.....	I - 4 - 461
第5425条	落石防護柵詳細設計	.....	I - 4 - 463
第5426条	一般構造物基礎工詳細設計	.....	I - 4 - 464
第 8 節	成 果 品	.....	I - 4 - 465
第5427条	成 果 品	.....	I - 4 - 465
第 5 章	地下構造物設計	.....	I - 4 - 473
第 1 節	地下構造物設計の種類	.....	I - 4 - 473
第5501条	地下構造物設計の種類	.....	I - 4 - 473
第 2 節	地下横断歩道等設計	.....	I - 4 - 473
第5502条	地下横断歩道等設計の区分	.....	I - 4 - 473
第5503条	地下横断歩道等基本計画	.....	I - 4 - 473
第5504条	地下横断歩道等予備設計	.....	I - 4 - 476
第5505条	地下横断歩道等詳細設計	.....	I - 4 - 479
第 3 節	共同溝設計	.....	I - 4 - 482
第5506条	共同溝設計の区分	.....	I - 4 - 482

第5507条	共同溝基本検討	.....	I - 4 - 483
第5508条	開削共同溝予備設計	.....	I - 4 - 486
第5509条	開削共同溝詳細設計	.....	I - 4 - 489
第5510条	シールド共同溝予備設計	.....	I - 4 - 493
第5511条	シールド共同溝立坑予備設計	.....	I - 4 - 495
第5512条	シールド共同溝詳細設計	.....	I - 4 - 498
第5513条	シールド共同溝立坑詳細設計	.....	I - 4 - 503
第4節	電線共同溝設計	.....	I - 4 - 507
第5514条	電線共同溝設計の区分	.....	I - 4 - 507
第5515条	電線共同溝予備設計	.....	I - 4 - 507
第5516条	電線共同溝詳細設計	.....	I - 4 - 510
第5節	成果品	.....	I - 4 - 513
第5517条	成果品	.....	I - 4 - 513
第6章	地下駐車場計画・設計	.....	I - 4 - 526
第1節	地下駐車場計画・設計の種類	.....	I - 4 - 526
第5601条	地下駐車場計画・設計の種類	.....	I - 4 - 526
第2節	地下駐車場基本計画	.....	I - 4 - 526
第5602条	地下駐車場基本計画の区分	.....	I - 4 - 526
第5603条	基本調査	.....	I - 4 - 526
第5604条	基本計画	.....	I - 4 - 528
第3節	地下駐車場予備設計	.....	I - 4 - 530
第5605条	地下駐車場予備設計の区分	.....	I - 4 - 530
第5606条	地下駐車場本体予備設計	.....	I - 4 - 531
第5607条	地下駐車場設備予備設計	.....	I - 4 - 533
第4節	地下駐車場詳細設計	.....	I - 4 - 535
第5608条	地下駐車場詳細設計の区分	.....	I - 4 - 535
第5609条	地下駐車場本体詳細設計	.....	I - 4 - 535
第5610条	地下駐車場設備詳細設計	.....	I - 4 - 539
第5節	成果品	.....	I - 4 - 541
第5611条	成果品	.....	I - 4 - 541

第7章 トンネル設計	I - 4 - 544
第1節 トンネル設計の種類	I - 4 - 544
第5701条 トンネル設計の種類	I - 4 - 544
第2節 トンネル設計	I - 4 - 544
第5702条 山岳トンネル設計の区分	I - 4 - 544
第5703条 山岳トンネル予備設計	I - 4 - 544
第5704条 山岳トンネル詳細設計	I - 4 - 548
第3節 シールドトンネル設計	I - 4 - 553
第5705条 シールドトンネル設計の区分	I - 4 - 553
第5706条 シールドトンネル予備設計	I - 4 - 553
第5707条 シールドトンネル詳細設計	I - 4 - 556
第5708条 立坑予備設計	I - 4 - 561
第5709条 立坑詳細設計	I - 4 - 564
第4節 開削トンネル設計	I - 4 - 568
第5710条 開削トンネル設計の区分	I - 4 - 568
第5711条 開削トンネル予備設計	I - 4 - 568
第5712条 開削トンネル詳細設計	I - 4 - 571
第5節 トンネル設備設計	I - 4 - 575
第5713条 トンネル設備設計の区分	I - 4 - 575
第5714条 トンネル設備予備設計	I - 4 - 575
第5715条 トンネル設備詳細設計	I - 4 - 578
第6節 成果品	I - 4 - 584
第5716条 成果品	I - 4 - 584
第8章 橋梁設計	I - 4 - 593
第1節 橋梁設計の種類	I - 4 - 593
第5801条 橋梁設計の種類	I - 4 - 593
第2節 橋梁設計	I - 4 - 593
第5802条 橋梁設計の区分	I - 4 - 593
第5803条 橋梁予備設計	I - 4 - 593
第5804条 橋梁詳細設計	I - 4 - 596

第3節 橋梁拡幅設計 .....	I - 4 - 600
第5805条 橋梁拡幅設計の区分 .....	I - 4 - 600
第5806条 橋梁拡幅予備設計 .....	I - 4 - 600
第5807条 橋梁拡幅詳細設計 .....	I - 4 - 603
第4節 橋梁補強設計 .....	I - 4 - 606
第5808条 橋梁補強設計の区分 .....	I - 4 - 606
第5809条 橋梁補強予備設計 .....	I - 4 - 606
第5810条 橋梁補強詳細設計 .....	I - 4 - 608
第5節 成果品 .....	I - 4 - 611
第5811条 成果品 .....	I - 4 - 611

# 第1編 共通編

## 第1章 総則

### 第1101条 適用

1. 設計業務等共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、奈良県土木部の発注する土木工事に係る設計及び計画業務（当該設計及び計画業務と一体として委託契約される場合の土木工事予定地等において行われる調査業務を含む。）に係る土木設計業務等委託契約書及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他の必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。
2. 設計図書は、相互に補完し合うものとし、そのいずれかによって定められている事項は、契約の履行を拘束するものとする。
3. 特記仕様書、図面又は共通仕様書の間には相違がある場合、又は図面からの読み取りと図面に書かれた数字が相違する場合、受注者は調査職員に確認して指示を受けなければならない。
4. 発注者支援業務、測量業務及び地質・土質調査業務等に関する業務については、別に定める共通仕様書によるものとする。

### 第1102条 用語の定義

共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。

1. 「調査職員」とは、契約図書に定められた範囲内において、受託者又は管理技術者に対する指示、承諾又は協議等の職務を行う者で、契約書第9条第1項に規定する者であり、総括調査員、主任調査員及び調査員を総称していう。
2. 「検査職員」とは、設計業務等の完了の検査にあたって、契約書第31条第2項の規定に基づき、検査を行う者をいう。
3. 「管理技術者」とは、契約の履行に関し、業務の管理及び統括等を行う者で、契約書第10条第1項の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。

4. 「照査技術者」とは、成果物の内容について技術上の照査を行う者で、契約書第11条第1項の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。
5. 「担当技術者」とは、管理技術者のもとで業務を担当する者で、受注者が定めた者をいう。
6. 「同等の能力と経験を有する技術者」とは、当該設計業務等に関する技術上の知識を有する者で、特記仕様書で規定する者又は発注者が承諾した者をいう。
7. 「契約図書」とは、契約書及び設計図書をいう。
8. 「契約書」とは、「土木設計業務等委託契約書」をいう。
9. 「設計図書」とは、仕様書、図面、数量総括表、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。
10. 「仕様書」とは、共通仕様書及び特記仕様書（これらにおいて明記されている適用すべき諸基準を含む。）を総称していう。
11. 「共通仕様書」とは、各設計業務等に共通する技術上の指示事項等を定める図書をいう。
12. 「特記仕様書」とは、共通仕様書を補足し、当該設計業務等の実施に関する明細又は特別な事項を定める図書をいう。
13. 「数量総括表」とは、設計業務等に関する工種、設計数量および規格を示した書類をいう。
14. 「現場説明書」とは、設計業務等の入札等に参加する者に対して、発注者が当該設計業務等の契約条件を説明するための書類をいう。
15. 「質問回答書」とは、現場説明書に関する入札等参加者からの質問書に対して、発注者が回答する書面をいう。
16. 「図面」とは、入札等に際して発注者が交付した図面及び発注者から変更又は追加された図面及び図面のもとになる計算書等をいう。
17. 「指示」とは、調査職員が受注者に対し、設計業務等の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。
18. 「請求」とは、発注者又は受注者が契約内容の履行あるいは変更に関して相手方に書面をもって行為、あるいは同意を求めることをいう。

19. 「通知」とは、発注者若しくは調査職員が受注者に対し、又は受注者が発注者若しくは調査職員に対し、設計業務等に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。
20. 「報告」とは、受注者が調査職員に対し、設計業務等の遂行に係わる事項について、書面をもって知らせることをいう。
21. 「申し出」とは、受注者が契約内容の履行あるいは変更に関し、発注者に対して書面をもって同意を求めることをいう。
22. 「承諾」とは、受注者が調査職員に対し、書面で申し出た設計業務等の遂行上必要な事項について、調査職員が書面により業務上の行為に同意することをいう。
23. 「質問」とは、不明な点に関して書面をもって問うことをいう。
24. 「回答」とは、質問に対して書面をもって答えることをいう。
25. 「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者と受注者が対等の立場で合議することをいう。
26. 「提出」とは、受注者が調査職員に対し、設計業務等に係わる書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
27. 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名又は捺印したものを有効とする。
  - (1) 緊急を要する場合は、ファクシミリまたはEメール等により伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し換えるものとする。
  - (2) 電子納品を行う場合は、別途調査職員と協議するものとする。
28. 「検査」とは、契約図書に基づき、検査職員が設計業務等の完了を確認することをいう。
29. 「打合せ」とは、設計業務等を適正かつ円滑に実施するために管理技術者等と調査職員が面談により、業務の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。
30. 「修補」とは、発注者が検査時に受注者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受注者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。
31. 「協力者」とは、受注者が設計業務等の遂行にあたって、再委託する者をいう。

32. 「使用人等」とは、協力者又はその代理人若しくはその使用人その他これに準ずるものをいう。

### **第1103条 業務の着手**

受注者は、特記仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後15日（締結日、土曜日、日曜日、祝日を含む）以内に設計業務等に着手しなければならない。この場合において、着手とは管理技術者が設計業務等の実施のため調査職員との打合せ又は現地踏査を開始することをいう。

### **第1104条 設計図書の支給及び点検**

1. 受注者からの要求があった場合で、調査職員が必要と認めたときは、受注者に図面の原図若しくは電子データを貸与する。ただし、共通仕様書、各種基準、参考図書等市販されているものについては、受注者の負担において備えるものとする。
2. 受注者は、設計図書の内容を十分点検し、疑義のある場合は、調査職員に書面により報告し、その指示を受けなければならない。
3. 調査職員は、必要と認めるときは、受注者に対し、図面又は詳細図面等を追加支給するものとする。

### **第1105条 調査職員**

1. 発注者は、設計業務等における調査職員を定め、受注者に通知するものとする。
2. 調査職員は、契約図書に定められた事項の範囲内において、指示、承諾、協議等の職務を行うものとする。
3. 契約書の規定に基づく調査職員の権限は、契約書第9条第2項に規定した事項である。
4. 調査職員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合、調査職員が受注者に対し口頭による指示等を行った場合には、受注者はその指示等に従うものとする。調査職員は、その指示等を行った後7日以内に書面で受注者にその内容を通知するものとする。

## 第1106条 管理技術者

1. 受注者は、設計業務等における管理技術者を定め、発注者に通知するものとする。
2. 管理技術者は、契約図書等に基づき、業務の技術上の管理を行うものとする。
3. 管理技術者は、設計業務等の履行にあたり、技術士（総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）又は業務に該当する部門）又はこれと同等の能力と経験を有する技術者、あるいはシビルコンサルティングマネージャ（以下「RCCM」という。）の資格保有者であり、特記仕様書に定める業務経験を有することとし、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。
4. 管理技術者に委任できる権限は契約書第10条第2項に規定した事項とする。ただし、受注者が管理技術者に委任できる権限を制限する場合は発注者に書面をもって報告しない限り、管理技術者は受注者の一切の権限（契約書第10条第2項の規定により行使できないとされた権限を除く）を有するものとされ発注者及び調査職員は管理技術者に対して指示等を行えば足りるものとする。
5. 管理技術者は、調査職員が指示する関連のある設計業務等の受注者と十分に協議の上、相互に協力し、業務を実施しなければならない。
6. 管理技術者は、第1107条第4項に規定する照査結果の確認を行わなければならない。

## 第1107条 照査技術者及び照査の実施

1. 下記に定める業務については、受注者は、設計業務等における照査技術者を定め発注者に通知するものとする。
  - (1) 概略設計業務
  - (2) 予備設計業務
  - (3) 詳細設計業務
  - (4) プロポーザル方式による業務
  - (5) その他、設計図書により定める業務

2. 照査技術者は、技術士（総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）又は業務に該当する部門）又はこれと同等の能力と経験を有する技術者あるいはRCCMの資格保有者であり、特記仕様書に定める業務経験を有しなければならない。
3. 照査技術者は、照査計画を作成し業務計画書に記載し、照査に関する事項を定めなければならない。
4. 照査技術者は、設計図書に定める又は調査職員の指示する業務の節目毎にその成果の確認を行うとともに、照査技術者自身による照査を行わなければならない。
5. 照査技術者は、業務完了に伴って照査結果を照査報告書としてとりまとめ、照査技術者の署名捺印のうえ管理技術者に差し出すものとする。

#### **第1108条 担当技術者**

1. 受注者は、業務の実施にあたって担当技術者を定める場合は、その氏名その他必要な事項を調査職員に提出するものとする。（管理技術者と兼務するものを除く）なお、担当技術者が複数にわたる場合は3名までとする。
2. 担当技術者は、設計図書等に基づき、適正に業務を実施しなければならない。
3. 担当技術者は照査技術者を兼ねることはできない。

#### **第1109条 提出書類**

1. 受注者は、発注者が指定した様式により、契約締結後に関係書類を調査職員を経て、発注者に遅滞なく提出しなければならない。ただし、業務委託料（以下「委託料」という。）に係る請求書、請求代金代理受領承諾書、遅延利息請求書、調査職員に関する措置請求に係る書類及びその他現場説明の際指定した書類を除く。
2. 受注者が発注者に提出する書類で様式が定められていないものは、受注者において様式を定め、提出するものとする。ただし、発注者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。

3. 受注者は、契約時又は変更時において、契約金額が100万円以上の業務について、測量調査設計業務実績情報サービス（TECRIS）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として「業務カルテ」を作成し、調査職員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完了時は業務完了後10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請しなければならない。

また、登録機関発行の「業務カルテ受領書」が届いた際は、その写しを直ちに調査職員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

### **第1110条 打合せ等**

1. 設計業務等を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者と調査職員は常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が打合せ記録簿に記録し、相互に確認しなければならない。
2. 設計業務等着手時及び設計図書で定める業務の区切りにおいて、管理技術者と調査職員は打合せを行うものとし、その結果について受注者が書面（打合せ記録簿）に記録し相互に確認しなければならない。
3. 管理技術者は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに調査職員と協議するものとする。

### **第1111条 業務計画書**

1. 受注者は、契約締結後15日以内に業務計画書を作成し、調査職員に提出しなければならない。
2. 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。

- (1) 業務概要
- (2) 実施方針
- (3) 業務工程
- (4) 業務組織計画
- (5) 打合せ計画
- (6) 成果品の品質を確保するための計画
- (7) 成果品の内容、部数
- (8) 使用する主な図書及び基準
- (9) 連絡体制(緊急時含む)
- (10) 使用する主な機器
- (11) その他

なお、受注者は設計図書において照査技術者による照査が定められている場合は、照査計画について記載するものとする。

- 3. 受注者は、業務計画書の重要な内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえで、その都度調査職員に変更業務計画書を提出しなければならない。
- 4. 調査職員が指示した事項については、受注者はさらに詳細な業務計画に係る資料を提出しなければならない。

### **第1112条 資料の貸与及び返却**

- 1. 調査職員は、設計図書に定める図書及びその他関係資料を、受注者に貸与するものとする。
- 2. 受注者は、貸与された図面及び関係資料等の必要がなくなった場合はただちに調査職員に返却するものとする。
- 3. 受注者は、貸与された図書及びその他関係資料を丁寧に扱い、損傷してはならない。万一、損傷した場合には、受注者の責任と費用負担において修復するものとする。
- 4. 受注者は、設計図書に定める守秘義務が求められる資料については複製してはならない。

### **第1113条 関係官公庁への手続き等**

- 1. 受注者は、設計業務等の実施に当たっては、発注者が行う関係官公庁等への手続きの際に協力しなければならない。また受注者は、設計業務等を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合は、速やかに行うものとする。

2. 受注者が、関係官公庁等から交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を調査職員に報告し協議するものとする。

### **第1114条 地元関係者との交渉等**

1. 契約書第12条に定める地元関係者への説明、交渉等は、発注者又は調査職員が行うものとするが、調査職員の指示がある場合は、受注者はこれに協力するものとする。これらの交渉に当たり、受注者は地元関係者に誠意をもって接しなければならない。
2. 受注者は、屋外で行う設計業務等の実施に当たっては、地元関係者からの質問、疑義に関する説明等を求められた場合は、調査職員の承諾を得てから行うものとし、地元関係者との間に紛争が生じないように努めなければならない。
3. 受注者は、設計図書の定め、あるいは調査職員の指示により受注者が行うべき地元関係者への説明、交渉等を行う場合には、交渉等の内容を書面で随時、調査職員に報告し、指示があればそれに従うものとする。
4. 受注者は、設計業務等の実施中に発注者が地元協議等を行い、その結果を設計条件として業務を実施する場合には、設計図書に定めるところにより、地元協議等に立会するとともに、説明資料及び記録の作成を行うものとする。
5. 受注者は、前項の地元協議により、既に作成した成果の内容を変更する必要を生じた場合には、指示に基づいて、変更するものとする。  
なお、変更に要する期間及び経費は、発注者と協議のうえ定めるものとする。

## 第1115条 土地への立入り等

1. 受注者は、屋外で行う設計業務等を実施するため国有地、公有地又は私有地に立入る場合は、契約書第13条の定めに従って、調査職員及び関係者と十分な協調を保ち設計業務等が円滑に進捗するように努めなければならない。なお、やむを得ない理由により現地への立入りが不可能となった場合には、ただちに調査職員に報告し指示を受けなければならない。
2. 受注者は、設計業務等実施のため植物伐採、かき、さく等の除去又は土地もしくは工作物を一時使用する時は、あらかじめ調査職員に報告するものとし、報告を受けた調査職員は当該土地所有者及び占有者の許可を得るものとする。

なお、第三者の土地への立入りについて、当該土地占有者の許可は、発注者が得るものとするが、調査職員の指示がある場合は受注者はこれに協力しなければならない。
3. 受注者は、前項の場合において生じた損失のため必要となる経費の負担については、設計図書に示す外は調査職員と協議により定めるものとする。
4. 受注者は、第三者の土地への立入りに当たっては、あらかじめ身分証明書交付願を発注者に提出し身分証明書の交付を受け、現地立入りに際しては、これを常に携帯しなければならない。

なお、受注者は、立入り作業完了後10日以内に身分証明書を発注者に返却しなければならない。

## 第1116条 成果物の提出

1. 受注者は、設計業務等が完了したときは、設計図書に示す成果品（設計図書で照査技術者による照査が定められた場合は照査報告書を含む。）を業務完了報告書とともに提出し、検査を受けるものとする。
2. 受注者は、設計図書に定めがある場合、又は調査職員の指示する場合で、同意した場合は履行期間途中においても、成果品の部分引き渡しを行うものとする。

3. 受注者は、成果品において使用する計量単位は、国際単位系（S I）とする。
4. 受注者（請負者）は、「土木設計業務等の電子納品運用ガイドライン（案）」及び国土交通省が制定した「土木設計業務等の電子納品要領（案）」（以下両者を総称して「要領」という。）に基づいて作成した電子データにより成果品等を提出するものとする。  
「要領」で特に記載が無い項目については、監督職員と協議のうえ、決定するものとする。
5. 成果品は、CD-R 2部と製本版1部（報告書（簡易製本）1部、図面（A3縮小版）1部）を納品するものとする。

### **第1117条 関連法令及び条例の遵守**

受注者は、設計業務等の実施に当たっては、関連する関係諸法令及び条例等を遵守しなければならない。

### **第1118条 検査**

1. 受注者は、契約書第31条第1項の規定に基づき、業務完了報告書を発注者に提出する際には、契約図書により義務付けられた資料の整備がすべて完了し、調査職員に提出していなければならない。
2. 発注者は、設計業務等の検査に先立って受注者に対して書面をもって検査日を通知するものとする。この場合において受注者は、検査に必要な書類及び資料等を整備するとともに、屋外で行う検査においては、必要な人員及び機材を準備し、提供しなければならない。この場合検査に要する費用は受注者の負担とする。
3. 検査職員は、調査職員及び管理技術者の立会の上、次の各号に掲げる検査を行うものとする。
  - (1) 設計業務等成果品の検査
  - (2) 設計業務等管理状況の検査設計業務等の状況について書類、記録及び写真等により検査を行う。  
なお、電子納品の検査時の対応については「土木設計業務等の電子納品運用ガイドライン（案）」を参考にするものとする。

## 第1119条 修 補

1. 受注者は、修補は速やかに行わなければならない。
2. 検査職員は、修補の必要があると認めた場合には、受注者に対して期限を定めて修補を指示することができるものとする。
3. 検査職員が修補の指示をした場合において、修補の完了の確認は検査職員の指示に従うものとする。
4. 検査職員が指示した期間内に修補が完了しなかった場合には、発注者は、契約書第31条第2項の規定に基づき検査の結果を受注者に通知するものとする。

## 第1120条 条件変更等

1. 契約書第18条第1項第5号に規定する「予期することのできない特別な状態」とは、契約書第29条第1項に規定する天災その他の不可抗力による場合のほか、発注者と受注者が協議し当該規定に適合すると判断した場合とする。
2. 調査職員が、受注者に対して契約書第18条、第19条及び第21条の規定に基づく設計図書の変更又は訂正の指示を行う場合は、指示書によるものとする。

## 第1121条 契約変更

1. 発注者は、次の各号に掲げる場合において、設計業務等委託契約の変更を行うものとする。
  - (1) 業務内容の変更により業務委託料に変更を生じる場合
  - (2) 履行期間の変更を行う場合
  - (3) 調査職員と受注者が協議し、設計業務等施行上必要があると認められる場合
  - (4) 契約書第30条の規定に基づき委託料の変更に代える設計図書の変更を行った場合
2. 発注者は、前項の場合において、変更する契約図書を次の各号に基づき作成するものとする。
  - (1) 第1120条の規定に基づき調査職員が受注者に指示した事項

- (2) 設計業務等の一時中止に伴う増加費用及び履行期間の変更等決定済の事項
- (3) その他発注者又は調査職員と受注者との協議で決定された事項

### **第1122条 履行期間の変更**

1. 発注者は、受注者に対して設計業務等の変更の指示を行う場合において履行期間変更協議の対象であるか否かを合わせて事前に通知しなければならない。
2. 発注者は、履行期間変更協議の対象であると確認された事項及び設計業務等の一時中止を指示した事項であっても残履行期間及び残業務量等から履行期間の変更が必要でないと判断した場合は、履行期間の変更を行わない旨の協議に代えることができるものとする。
3. 受注者は、契約書第22条の規定に基づき、履行期間の延長が必要と判断した場合には、履行期間の延長理由、必要とする延長日数の算定根拠、変更工程表その他必要な資料を発注者に提出しなければならない。
4. 契約書第23条に基づき、発注者の請求により履行期限を短縮した場合には、受注者は、速やかに業務工程表を修正し提出しなければならない。

### **第1123条 一時中止**

1. 契約書第20条第1項の規定により、次の各号に該当する場合において、発注者は、受注者に書面をもって通知し、必要と認める期間、設計業務等の全部又は一部を一時中止させるものとする。

なお、暴風、豪雨、洪水、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）による設計業務等の中断については、第1131条臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。
- (1) 第三者の土地への立入り許可が得られない場合
- (2) 関連する他の業務等の進捗が遅れたため、設計業務等の続行を不相当と認めた場合

- (3) 環境問題等の発生により設計業務等の続行が不相当又は不可能となった場合
  - (4) 天災等により設計業務等の対象箇所の状態が変動した場合
  - (5) 第三者及びその財産、受注者、使用人等並びに調査職員の安全確保のため必要があると認めた場合
  - (6) 前各号に掲げるものの他、発注者が必要と認めた場合
2. 発注者は、受注者が契約図書に違反し、又は調査職員の指示に従わない場合等、調査職員が必要と認めた場合には、設計業務等の全部又は一部の一時中止をさせることができるものとする。
3. 前2項の場合において、受注者は屋外で行う設計業務等の現場の保全については、調査職員の指示に従わなければならない。

#### **第1124条 発注者の賠償責任**

発注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。

- (1) 契約書第27条に規定する一般的損害、契約書第28条に規定する第三者に及ぼした損害について、発注者の責に帰すべき損害とされた場合
- (2) 発注者が契約に違反し、その違反により契約の履行が不可能となった場合

#### **第1125条 受注者の賠償責任**

受注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。

- (1) 契約書第27条に規定する一般的損害、契約書第28条に規定する第三者に及ぼした損害について、受注者の責に帰すべき損害とされた場合
- (2) 契約書第40条に規定する瑕疵責任に係る損害
- (3) 受注者の責により損害が生じた場合

## 第1126条 部分使用

1. 発注者は、次の各号に掲げる場合において、契約書第33条の規定に基づき、受注者に対して部分使用を請求することができるものとする。
  - (1) 別途設計業務等の使用に供する必要がある場合
  - (2) その他特に必要と認められた場合
2. 受注者は、部分使用に同意した場合は、部分使用同意書を発注者に提出するものとする。

## 第1127条 再委託

1. 契約書第7条第1項に規定する「主たる部分」とは、次の各号に掲げるものをいい、受注者は、これを再委託することはできない。
  - (1) 設計業務等における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等
  - (2) 解析業務における手法の決定及び技術的判断
2. 契約書第7条第3項ただし書きに規定する「軽微な部分」は、コピー、印刷、製本及び資料の収集・単純な集計とする。
3. 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあつては、発注者の承諾を得なければならない。
4. 受注者は、設計業務等を再委託に付する場合、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対し設計業務等の実施について適切な指導、管理のもとに設計業務等を実施しなければならない。

なお、協力者は、奈良県の建設コンサルタント業務入札参加資格業者である場合は、奈良県の入札参加停止期間中であってはならない。

## 第1128条 成果物の使用等

1. 受注者は、契約書第6条第4項の定めに従い、発注者の承諾を得て単独で又は他の者と共同で、成果品を発表することができる。

2. 受注者は、著作権、特許権その他第三者の権利の対象となっている設計方法等の使用に関し、設計図書に明示がなく、その費用負担を契約書第8条に基づき発注者に求める場合には、第三者と補償条件の交渉を行う前に発注者の承諾を受けなければならない。

### **第1129条 守秘義務**

1. 受注者は、契約書第1条第5項の規定により、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
2. 受注者は、成果品の発表に際しての守秘義務については、第1128条第1項の承諾を受けた場合はこの限りではない。

### **第1130条 安全等の確保**

1. 受注者は、屋外で行う設計業務等の実施に際しては、設計業務等関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保に努めなければならない。
2. 受注者は、特記仕様書に定めがある場合には所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、設計業務等実施中の安全を確保しなければならない。
3. 受注者は、屋外で行う設計業務等の実施に当たり、事故が発生しないよう使用人等に安全教育の徹底を図り、指導、監督に努めなければならない。
4. 受注者は、屋外で行う設計業務等の実施にあたっては安全の確保に努めるとともに、労働安全衛生法等関係法令に基づく措置を講じておくものとする。
5. 受注者は、屋外で行う設計業務等の実施にあたり、災害予防のため、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。
  - (1) 屋外で行う設計業務等に伴い伐採した立木等を焼却する場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い必要な措置を講じなければならない。

- (2) 受注者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。
- (3) 受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物を使用する必要がある場合には、周辺に火気の使用を禁止する旨の標示を行い、周辺の整理に努めなければならない。
- 6. 受注者は、爆発物等の危険物を使用する必要がある場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、爆発等の防止の措置を講じなければならない。
- 7. 受注者は、屋外で行う設計業務等の実施にあたっては豪雨、豪雪、出水、地震、落雷等の自然災害に対して、常に被害を最小限に食い止めるための防災体制を確立しておかなければならない。災害発生時には第三者及び使用人等の安全確保に努めなければならない。
- 8. 受注者は、屋外で行う設計業務等実施中に事故等が発生した場合は、直ちに調査職員に報告するとともに、調査職員が指示する様式により事故報告書を速やかに調査職員に提出し、調査職員から指示がある場合にはその指示に従わなければならない。

### **第1131条 臨機の措置**

- 1. 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、受注者は、措置をとった場合には、その内容をすみやかに調査職員に報告しなければならない。
- 2. 調査職員は、天災等に伴い成果物の品質および履行期間の遵守に重大な影響があると認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができるものとする。

### **第1132条 履行報告**

受注者は、契約書第15条の規定に基づき、履行状況報告を作成し、調査職員に提出しなければならない。

### **第1133条 屋外で作業を行う時期及び時間の変更**

1. 受注者は、設計図書に屋外で作業を行う期日及び時間が定められている場合でその時間を変更する必要がある場合は、あらかじめ調査職員と協議するものとする。
2. 受注者は、設計図書に屋外で作業を行う期日及び時間が定められていない場合で、官公庁の休日又は夜間に作業を行う場合は、事前に理由を付した書面によって調査職員に提出しなければならない。

## **第2章 設計業務等一般**

### **第1201条 使用する技術基準等**

受注者は、業務の実施にあたって、最新の技術基準及び参考図書並びに特記仕様書に基づいて行うものとする。

なお、使用にあたっては、事前に調査職員の承諾を得なければならない。

### **第1202条 現地踏査**

受注者は、設計業務等の実施にあたり、現地踏査を行い設計等に必要な現地の状況を把握するものとする。

### **第1203条 設計業務等の種類**

1. 設計業務等とは、調査業務、計画業務、設計業務をいう。
2. この共通仕様書で規定する設計業務等は、新たに設ける各種施設物を対象とするが、供用後における改築又は修繕が必要となる各種施設物についても、これを準用するものとする。

## 第1204条 調査業務の内容

調査業務とは、第1202条の現地踏査、文献等の資料収集、現地における観測・測定等の内で、特記仕様書に示された項目を調査し、その結果の取りまとめを行うことをいう。

なお、同一の業務として、この調査結果を基にして解析及び検討を行うことについても、これを調査業務とする。

## 第1205条 計画業務の内容

計画業務とは、第1112条に定める貸与資料及び第1201条に定める適用基準等及び設計図書等を用いて解析、検討を行い、各種計画の立案を行うことをいう。

なお、同一の業務として解析、検討を行うための資料収集等を行うことについても、これを計画業務とする。

## 第1206条 設計業務の内容

1. 設計業務とは、第1112条に定める貸与資料及び第1201条に定める適用基準等及び設計図書等を用いて、原則として基本計画、概略設計、予備設計あるいは詳細設計を行うことをいう。
2. 基本計画とは、設計の同一の業務として設計対象となる各種施設物の基礎的諸元を設定するものをいう。
3. 概略設計とは、地形図、地質資料、現地踏査結果、文献及び設計条件等に基づき目的構造物の比較案または最適案を提案するものをいう。
4. 予備設計とは、空中写真図又は実測図、地質資料、現地踏査結果、文献、概略設計等の成果品及び設計条件に基づき、目的構造物の比較案について技術的、社会的、経済的な側面からの評価、検討を加え、最適案を選定した上で、平面図、縦横断面図、構造物等の一般図、計画概要書、概略数量計算書、概算工事費等を作成するものをいう。

なお、同一の業務として目的構造物の比較案を提案することについてもこれを、予備設計とする。

5. 詳細設計とは、実測平面図（空中写真図を含む）、縦横断面図、予備設計等の成果品、地質資料、現地踏査結果及び設計条件等に基づき工事発注に必要な平面図、縦横断面図、構造物等の詳細設計図、設計計算書、工種別数量計算書、施工計画書等を作成するものをいう。

### **第1207条 調査業務の条件**

1. 受注者は、業務の着手にあたり、第1112条に定める貸与資料、第1201条に定める適用基準等及び設計図書を基に調査条件を確認する。受注者は、これらの図書等に示されていない調査条件を設定する必要がある場合は、事前に調査職員の指示または承諾を受けなければならない。
2. 受注者は、現地踏査あるいは資料収集を実施する場合に、第1112条に定める貸与資料等及び設計図書に示す調査事項と照合して、現地踏査による調査対象項目あるいは資料収集対象項目を整理し、調査職員の承諾を得るものとする。
3. 受注者は、本条2項に基づき作業した結果と、第1112条の貸与資料と相違する事項が生じた場合に、調査対象項目あるいは資料収集対象項目を調査職員と協議するものとする。
4. 受注者は、設計図書及び第1201条に定める諸基準等に示された以外の解析方法等を用いる場合に、使用する理論、公式等について、その理由を付して調査職員の承諾を得るものとする。

### **第1208条 計画業務の条件**

1. 受注者は、業務の着手にあたり、第1112条に定める貸与資料、第1201条に定める適用基準等及び設計図書を基に計画条件を確認する。受注者は、これらの図書等に示されていない計画条件を設定する必要がある場合は、事前に調査職員の指示または承諾を受けなければならない。

2. 受注者は、現地踏査あるいは資料収集を実施する場合に、第1112条に定める貸与資料等及び設計図書に示す計画事項と照合して、現地踏査による調査対象項目あるいは資料収集対象項目を整理し、調査職員の承諾を得るものとする。
3. 受注者は、本条2項に基づき作業を行った結果と、第1112条の貸与資料と相違する事項が生じた場合に、調査対象項目あるいは資料収集対象項目を調査職員と協議するものとする。
4. 受注者は、設計図書及び第1201条に定める諸基準等に示された以外の解析方法等を用いる場合に、使用する理論、公式等について、その理由を付して調査職員の承諾を得るものとする。

### **第1209条 設計業務の条件**

1. 受注者は、業務の着手にあたり、第1112条に定める貸与資料、第1201条に定める適用基準等及び設計図書を基に設計条件を設定し、調査職員の承諾を得るものとする。また、受注者は、これらの図書等に示されていない設計条件を設定する必要がある場合は、事前に調査職員の指示または承諾を受けなければならない。
2. 受注者は、現地踏査あるいは資料収集を実施する場合に、第1112条に定める貸与資料等及び設計図書に示す設計事項と照合して、現地踏査による調査対象項目あるいは資料収集対象項目を整理し、調査職員の承諾を得るものとする。
3. 受注者は、本条2項において、第1112条の貸与資料と相違する事項が生じた場合に、調査対象項目あるいは資料収集対象項目を調査職員と協議するものとする。
4. 受注者は、設計図書及び第1201条に定める適用基準等に示された以外の解析方法等を用いる場合に、使用する理論、公式等について、その理由を付して調査職員の承諾を得るものとする。
5. 受注者は、設計に当たって特許工法等特殊な工法を使用する場合には、調査職員の承諾を得るものとする。
6. 設計に採用する材料、製品は原則としてJ I S、J A Sの規格品及びこれと同等品以上とするものとする。

7. 設計において、建設省（国土交通省）土木構造物標準設計図集に集録されている構造物については、発注者は、採用構造物名の呼び名を設計図書に明示し、受注者はこれを遵守するものとする。なお、これらに定められた数量計算は単位当たり数量をもととして行うものとする。
8. 受注者は、設計計算書の計算に使用した理論、公式の引用、文献等並びにその計算過程を明記するものとする。
9. 受注者は、設計にあたって建設副産物の発生、抑制、再利用の促進等の視点を取り入れた設計を行うものとする。

また、建設副産物の検討成果として、リサイクル計画書を作成するものとする。
10. 電子計算機によって設計計算を行う場合は、プログラムと使用機種について事前に調査職員と協議するものとする。
11. 受注者は、概略設計又は予備設計を行った結果、後段階の設計において一層のコスト縮減の検討の余地が残されている場合は、最適案として選定された1ケースについてコスト縮減の観点より、形状、構造、使用材料、施工方法等について、後設計時に検討すべきコスト縮減提案を行うものとする。

この提案は概略設計又は予備設計を実施した受注者がその設計を通じて得た着目点・留意事項等（コスト縮減の観点から後設計時に一層の検討を行うべき事項）について、後設計を実施する技術者に情報を適切に引き継ぐためのものであり、本提案のために新たな計算等の作業を行う必要はない。

12. 受注者は、概略設計又は予備設計における比較案の提案、もしくは、概略設計における比較案を予備設計において評価、検討する場合には、新技術情報提供システム（NETIS）等を利用し、「設計比較対象技術」等有用な新技術・新工法を積極的に活用するための検討を行うものとする。

また、受注者は、詳細設計における工法等の選定においては、新技術情報提供システム（NETIS）等を利用し、「設計比較対象技術」等有用な新技術・新工法を積極的に活用するための検討を行い、調査職員と協議のうえ、採用する工法等を決定した後に設計を行うものとする。

### **第1210条 調査業務及び計画業務の成果**

1. 調査業務及び計画業務の成果は、特記仕様書に定めのない限り第2編以降の各調査業務及び計画業務の内容を定めた各章の該当条文に定めたものとする。
2. 受注者は、業務報告書の作成にあたって、その検討・解析結果等を設計図書に定められた調査・計画項目に対応させて、その検討・解析等の過程と共にとりまとめるものとする。
3. 受注者は、現地踏査を実施した場合には、現地の状況を示す写真と共にその結果をとりまとめることとする。
4. 受注者は、検討、解析に使用した理論、公式の引用、文献等並びにその計算過程を明記するものとする。
5. 受注者は、成果品の作成にあたって、成果品一覧表又は特記仕様書によるものとする。

### **第1211条 設計業務の成果**

成果の内容については、次の各号についてとりまとめるものとする。

#### **(1) 設計業務成果概要書**

設計業務成果概要書は、設計業務の条件、特に考慮した事項、コントロールポイント、検討内容、施工性、経済性、耐久性、美観、環境等の要件を的確に解説し取りまとめるものとする。

(2) 設計計算書等

計算項目は、この共通仕様書及び特記仕様書によるものとする。

(3) 設計図面

設計図面は、特記仕様書に示す方法により作成するものとする。

(4) 数量計算書

数量計算書は、「土木工事数量算出要領(案)」により行うものとし、算出した結果は、「土木工事数量算出要領数量集計表(案)」に基づき工種別、区間別に取りまとめるものとする。

ただし、概略設計及び予備設計については、特記仕様書に定めのある場合を除き、一般図等に基づいて概略数量を算出するものとする。

(5) 概算工事費

概算工事費は、調査職員と協議した単価と、前号ただし書きに従って算出した概略数量をもとに算定するものとする。

(6) 施工計画書

1) 施工計画書は、工事施工に当たって必要な次の事項の基本的内容を記載するものとする。

(イ) 計画工程表      (ロ) 使用機械      (ハ) 施工方法

(ニ) 施工管理      (ホ) 仮設備計画      (ヘ) 特記事項その他

2) 特殊な構造あるいは特殊な工法を採用したときは、施工上留意すべき点を特記事項として記載するものとする。

(7) 現地踏査結果

受注者は、現地踏査を実施した場合には、現地の状況を示す写真と共にその結果を取りまとめることとする。